

- 「会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について」の制定について（令和元年10月25日岡人委第268号通知）

〔沿革〕 令和2年5月15日岡人委第43号、2年12月18日第298号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）の制定に伴い同規則の運用について別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について

#### 第11条関係

- 1 この条の第1項に規定する在職期間は、原則として岡山県のいずれかの職において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる期間をいう。
- 2 この条の第2項の「当該会計年度任用職員の当該会計年度における最初の任用日から任用期間を通算した場合に同項の規定により付与されるべき年次休暇の日数」の在職期間の基準となる日は、当該会計年度の最初の任用日とする。
- 3 この条の第3項の「岡山県のいずれかの職に在職していた者（会計年度任用職員である職員を除く。）が引き続き会計年度任用職員として新たに任用された場合」とは、会計年度任用職員を除く岡山県のいずれかの職に在職していた者が会計年度任用職員として初めて任用された際に、その雇用形態が社会通念上中断されていない状態であることをいう。
- 4 会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。）が年次休暇の残日数を取得する場合又は年次休暇の取得累計に1時間未満の端数がない場合で、45分の端数を付して取得しても年次休暇の取得累計に1時間未満の端数が生じないときの取扱いは、常勤職員の例による。

#### 第12条関係

- 1 この条の第1項第2号の「裁判員」には、裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含むものとする。
- 2 この条の第1項第3号ハの「これらに準ずる場合」の解釈については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号通知。以下「運用通知」という。）第11条関係第10項の規定を準用する。
- 3 この条の第1項第10号の「母胎又は胎児の健康保持に影響がある」かどうかの解釈については、運用通知第11条関係第12項の規定を準用する。
- 4 この条の第2項第4号、第5号及び第9号の「継続勤務」とは、原則として、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務であって、当該会計年度任用職員が勤務を要する日の8割以上を出勤したこととする。出勤した日数の算

定に当たっては、この規則に規定する休暇、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項に規定する休職、第29条に規定する停職及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の育児休業の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

- 5 この条の第2項第4号の「健康診断」及び「予防接種」の解釈については、運用通知第11条関係第20項の規定を準用する。